

平26福情答申第1号

平成26年4月30日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(南区地域整備部維持管理課)

福岡市情報公開審査会

会 長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成25年8月22日付け南区維持第127号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「南区〇〇●丁目×番付近の境界協議関係書類(既に公開した公文書は除く)」
の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「南区〇〇●丁目×番付近の境界協議関係書類（既に公開した公文書は除く。）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成25年7月8日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成25年4月30日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成25年7月8日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年7月24日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成25年10月11日付けの反論意見書及び平成26年1月15日の当審査会第1部会における口頭意見陳述等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 今回請求に係る土地及び隣接した里道について、昭和40年頃に下水道を作

るという話があり、その後実際に工事が行われ昭和63年に工事が終わったが、工事後の境界の現況が図面と合っていない。異議申立人の父親が土地を買ったのは昭和16年であり、隣接する地番の無い里道については、この土地から事前に供出したものである。したがって、昭和46年に境界確認協議を行うより前の文書があるはずである。また、昭和46年の境界確認協議の依頼者は当時既に死亡していた父になっており、そもそもこの境界確認協議はおかしい。

(2) また、1本線の里道を決めるのに、関係する3者の立会記録が絶対必要で、その預け先は福岡市しかなく、永久保存版となるはずである。さらには、これを道とする場合、里道を挟んで左右に2mの幅員の土地を同市に寄付したことになるはずで、これが無い場合は問題がある。

(3) 実施機関は文書を保有していないとのことであるが、以前(約14年ほど前)、実施機関が持っていた厚さ7cmくらいの青いファイルに図面が入っているのを異議申立人自身が確認している。後日、この文書を見せてほしいと言ったが、見せられないとのことであり、異議申立人から質問状を出したところであるが、この文書は薄い半紙に書いてある1枚の確認書であって、同意書等と一緒に綴じてあるこの確認書が存在するはずであるから、その公開を求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成25年10月1日付け弁明意見書及び同年11月13日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書及び本件決定について

道路等に関する境界確認協議は、市有地の財産管理者である市長(ないし市長から委任を受けた区長)が土地の所有者と協議して、市有地とこれに隣接する民有地との所有権の範囲を互いに対等な立場で確認する方法であり、その法的根拠としては、管理する土地が国有地である場合は、国有財産法第31条の3の規定に基づいており、県有地、市有地である場合にもこれに準じた取扱いがなされている。

福岡市での事務取扱は「福岡市道路等境界確認協議事務取扱要領」（平成11年10月1日施行，平成21年6月1日改正）で定められており，通常，①最初に法務局において，登記簿，公図，地積測量図等の調査を行った後，②現地において，土地や構造物等の現況や境界標の有無等の調査を行い，必要に応じ，現況測量（平面測量）を実施した上で，③これらを基に境界線案を作成し，④現地において，隣接地所有者の立会を求めて，相互の合意の下で決定することになり，⑤境界の合意ができれば，境界標を設置し，確定測量により作成した地積測量図面を添付した境界確認協議書を取り交わして，一連の手続きが完了することとなる。

異議申立人の主張する里道にかかる境界確認協議については，境界明示終了報告書（昭和46年2月24日第411号，同年1月28日第421号，同年1月25日第579号，昭和56年10月9日第36号）及び国（県）有地境界確認協議書（昭和63年7月12日第7-262号）が存在しており，既にこれらの資料は異議申立人に公開している。

また，異議申立人は，本件対象文書の作成経緯に関し，当該土地について，下水工事をするにあたり，3軒が立会した図面で印鑑を押したものであり，さらには，これを道とする場合，里道を挟んで左右に2mの幅員の土地を福岡市に寄付したこととなっていて，このような資料等があるはずだと主張している。

しかし，里道を挟んで左右に2m幅員の土地を福岡市に寄付しているという事実はなく，そのことを示す資料等も存在せず，したがって，実施機関が過去において行った境界確認協議に関する文書で，存在しているものは公開しているが，存在しない文書等については公開できないことは明らかである。

仮に寄付の事実があれば，道路法に基づく法手続が行われるとともに，不動産登記簿への記載や公図の訂正などが行われるものである。しかし，そういう事実もなく，現に文書等も存在していないため，本件の非公開決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して，当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

異議申立人の異議申立書、反論意見書及び意見陳述における主張を総合すると、本件対象文書については、次のように整理できる。

(1) 本件里道及び異議申立人の主張する寄付について

異議申立人の異議申立書によれば、本件対象文書に係る福岡市南区〇〇●丁目×番に所在する土地(以下「本件土地」という。)及びその近傍の里道(以下「本件里道」という。)については、地番のない里道は当事者が供出したもので、1本線の里道(地図上で1本線で表示された里道)を決めるのに、関係する3者の立会記録が絶対必要で、預け先は福岡市しかなく、永久保存版となるはずであるとしている。よって、まずは異議申立人の主張する本件里道に係る寄付についての資料が本件対象文書として考えられる。

(2) 異議申立人が実施機関で確認したと主張する書類について

平成26年1月15日の当審査会第1部会における口頭意見陳述によれば、異議申立人は、本件対象文書として、本件土地に関して「昭和16年頃に行われた、3者(若しくは4者)での協議書(又は確認書)である」とし、「かつて、同意書等とともに綴じ込んである薄い用紙に記載されたものを実施機関において確認した」と主張しているため、これも、本件対象文書として考えられる。

そうすると、本件対象文書として考えられるものとしては、本件里道に係る寄付についての文書及び昭和16年頃に行われたとされる当該土地の境界確認協議書類が挙げられる。

2 境界確認協議等について

(1) 道路等に係る境界確認協議について

実施機関の説明によると、一般的に、「福岡市道路等境界確認協議事務取扱要領」(平成11年10月1日施行、平成21年6月1日改正。以下「境界確認協議要領」という。)では、道路等の敷地等の用に供されている公有財産等と当該公有財産等に隣接する土地との境界が明らかでない場合等において、当該公有財産等の隣接地の所有者等との間で、土地の境界を確認するための協議をいい、境界確認協議の申請が行われた場合には、まず、申請に係る土地に関する資料等の調査を行い、次に現地において、隣接地所有者の立会を求めて、境界確認

協議が整った場合は、境界標を設置し、確定した境界を明らかにする書類を作成することとなっていることが認められる。

もっとも、境界確認協議要領は平成11年に施行されているから、本件境界確認協議に係る一連の協議がなされた昭和63年以前においては、同要領に基づいた統一的な取扱いはなされておらず、個別的な対応がとられていたものと考えられる。同要領が定められる以前においても、同様の手続がとられていた場合もあったとも考えられるが、本件土地及び本件里道の境界等をめぐる経過の中で異議申立人が主張する昭和16年当時の資料についていえば、どのような手続がとられ、関係協議書ないし確認書あるいは図面といったものが作成されたのか否かは明らかでない。そのため、前記のような関係書類の作成は必ずしもなされていなかった可能性も否定できない。

なお、境界確認協議要領及び事務の手引きによれば、境界確認協議が既に成立し、道路等に係る境界確認書を交付している場合には、原則として改めて境界確認協議には応じないものとされているが、当該境界確認書の交付が境界確認協議要領の施行前である場合は、同要領に従って改めて境界確認協議を行うものとされている。

(2) 本件里道に係る寄付について

次に、道路拡幅用地の寄付については、一般的に、所定の手続きの流れとして、まず事前協議の段階では拡幅ライン及びその整備についての相談、当該寄付に係る自己負担による土地の測量、分筆、整備が行われ、実施機関による整備後の現地確認のうえで寄付申請書を受理し、実施機関において寄付採納の決裁を行った後、法務局に登記が行われることが認められる。

異議申立人によれば、本件里道に係る寄付は昭和16年頃とのことであり、当時において実際にどのような手順で行われていたか定かではないが、いずれにしても、寄付などの不動産に係る物権変動が行われれば登記がなされることとなるのであるから、不動産登記上の事績で確認できるのが通例であるというほかない。その場合、土地の一部が寄付される際には当該寄付部分の分筆を伴うこととなるから、不動産登記上、寄付部分の土地には、分筆前の土地の地番を基とする地番が付されることになると考えられる。

そこで、当審査会において、本件土地及び本件里道周辺の不動産登記簿謄本

を見分したが、異議申立人が主張する寄付の事実を裏付ける事績を認めることはできなかつたし、寄付はあったけれども、登記されていないことをうかがわせる事情も確認することができなかつた。

3 公文書の存否について

以上のことを踏まえて、対象文書の存否について検討する。

(1) 本件里道に係る寄付についての文書について

まず、異議申立人は、本件里道に関して、昭和16年頃に寄付が行われたことを主張している。このことについて、前記2の(2)のように、不動産登記簿に何らかの事績が存在するものと考えられるが、寄付の事実をうかがわせるような客観的な事情も見出せず、また、寄付はあったけれども、登記されていないことをうかがわせる事情も確認することができなかつた。そうである以上、当審査会としては、当該文書の存在の前提となる寄付の事実を認めようがなく、したがって、寄付があったことを前提とする異議申立人の主張するような関係文書は、存在しないものと判断せざるを得ない。

(2) 昭和16年頃に行われたとされる土地関係の協議に係る文書について

当審査会で当該土地の登記簿謄本を確認したところ、当該土地は現所有者が昭和16年に売買による所有権移転で取得した旨の登記が認められる。また、隣接する無地番の里道については、昭和8年に認定道路（昭和62年廃止）となっている経過から、土地の売買による所有権移転にあたって、福岡市が何らかの形で関わり、関係書類を取得したということも可能性としては否定できない。しかしながら、当該土地と市道との境界については、既に実施機関が異議申立人に公開している公文書のとおり、昭和46年2月24日に境界確認協議を行っていることが認められる。仮に、それ以前に何らかの協議が行われていたとした場合でも、現に効力を有する境界確認協議関係書類のみを当該土地と市道との境界を確認した公文書として保存し、当否は別として、それ以前のものも保存しなかつたということも考えられる。

したがって、異議申立人が実施機関において見たという書面が昭和16年頃の協議に関する文書であると断ずることはできないが、本件対象文書は現に保有していないとの実施機関の説明を不自然又は不合理とすることもできないか

ら、当審査会としては、異議申立人が主張する内容の対象文書を確認することができない以上、当該文書は存在しないものと結論付けざるを得ない。

4 その他の主張について

異議申立人は、このほか、境界確認協議の内容の正当性や土地の現況について主張を行っているが、当審査会は、公文書の内容そのものの真偽については論じる立場にはない。また、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではないから、上記の公文書の存否に関する当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年8月22日	実施機関からの諮問
平成25年10月2日	実施機関が弁明意見書を提出
平成25年10月9日	異議申立人が反論意見書を提出
平成25年11月13日	実施機関より意見聴取
平成26年12月25日	審議
平成26年1月15日	異議申立人からの意見聴取
平成26年2月5日	審議
平成26年3月17日	審議
平成26年4月2日	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏、石森久広、五十川直行、馬場明子